

名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子の父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることが可能となります。

現在、入学支援金制度の対象者に係る審査においては、申請者の親権者が1人の場合であって、その親権者が配偶者を有するときは、当該配偶者を含めて所得の判定を行っています。

現行の規定では、申請者の父母が離婚後その双方を親権者と定めた場合であって、その一方又は双方に父母とは別の配偶者がいるときに、当該配偶者を含めた全員を所得の判定の対象としなければならないため、そのような場合にあっては親権者2名のみを所得の判定の対象とするよう規定の整備を行います。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり



名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市入学支援金条例施行規則（令和 7 年名古屋市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(受給資格) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 条例第 3 条第 6 号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 委員会が別に定めるところにより算定した額（申請者の保護者等が 2 人以上いるとき又は申請者の親権を行 <del>う</del> 者が配偶者を有するとき（申請	(受給資格) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 条例第 3 条第 6 号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 委員会が別に定めるところにより算定した額（申請者の保護者等が 2 人以上いるとき又は申請者の保護者等が配偶者を有するとき（申請者の

<p>者の親権を行う者が<u>当該配偶者</u>である場合を除く。)は、その全員の当該額を合算した額)が、委員会が別に定める額に満たないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>親権を行う者が<u>1人</u>である場合に限る。)は、その全員の当該額を合算した額)が、委員会が別に定める額に満たないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
---	--

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。